

第5回松本市家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会

日 時 令和8年5月20日（水）

午後1時30分から3時30分まで

会 場 松本クリーンセンター3階 大会議室

次 第

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 議 事

- (1) 第4回松本市家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会で出された意見への追加説明について
- (2) 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について
- (3) 次回の専門部会について
- (4) その他

※ 検討を通して使用する資料【②③④は毎回使用するため、ご持参ください。】

- ① 制度内容検討資料1（諮問項目に対する検討項目等）※更新したものを毎回配布
- ② 制度内容検討資料2（自治体アンケート結果概要版）
- ③ 制度内容検討資料3（一般廃棄物処理有料化の手引き）
- ④ 制度内容検討資料4（令和8年度家庭ごみ・資源物の分け方・出し方）

5 閉 会

第4回松本市家庭系ごみの排出量に応じた 費用負担制度検討専門部会で出された意見 への追加説明について

〔 剪定枝、生ごみ、紙おむつの再資源化について 〕

- 「松本市一般廃棄物処理計画」では、生ごみや剪定枝等について、**活用方法を検討**することとしている。
- 「まつもとゼロカーボン実現計画」では、家庭系の生ごみや剪定枝等に限定していないが、産学官で連携・協力等を実施し、**事業者**がバイオマスガス化発電及び熱利用導入の事業化を目指すこととしている。

○松本市一般廃棄物処理計画（令和5年度改訂版）

5 施策の展開

(2) 家庭系ごみの減量

ウ 再資源化に係る取組み

(ア) 生ごみや剪定枝葉等の有機物の再資源化に係る取組み

昭和61年度（1986年度）から実施している生ごみ堆肥化機器等の補助金を継続するとともに、より多くの市民に普及できるような手法で生ごみの堆肥化講習会も引き続き実施します。

また、生ごみや剪定枝等は分別収集することにより、活用できる可能性があることから、再資源化の推進とゼロカーボンの両面から活用方法を検討します。

○まつもとゼロカーボン実現計画（松本市地球温暖化対策実行計画（令和4年度改訂版））

基本方針：再生可能エネルギーの利用促進と地産地消の実現

基本施策：市域への再生可能エネルギーの導入拡大

個別施策：1-26 バイオマスガス化発電及び熱利用の事業化の促進

取組内容：バイオマスガス化発電及び熱利用の導入を目指す事業者に対し、産官学が連携し、助言・協力を実施し、事業化の実現を目指す。

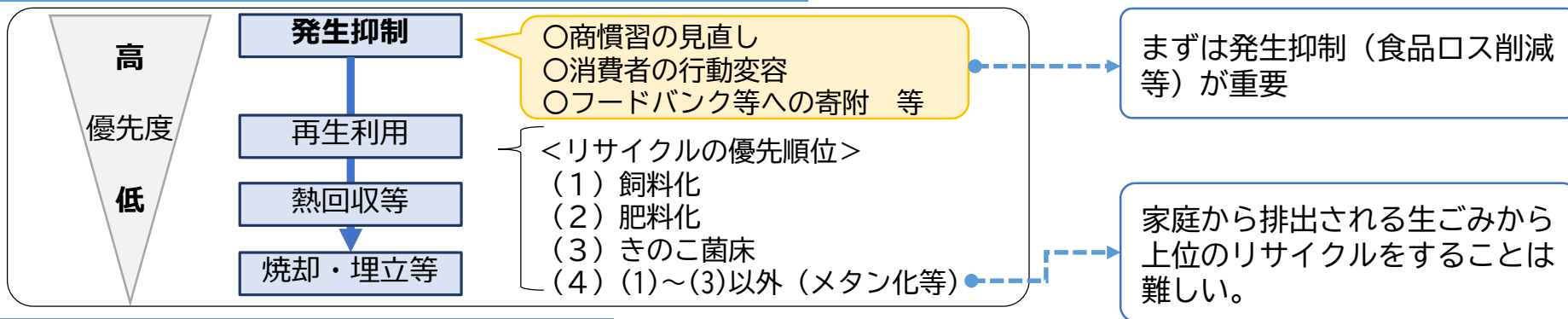
○剪定枝は、破砕して敷材、堆肥化、バイオマス発電の燃料として主に利用されている。

○剪定枝の一般的な再資源化例

技術	製品等	技術の概要	長所	短所
堆肥化	堆肥・土壌改良材	原料を堆積して微生物により好気性発酵し、農地の土壌改良材等として利用するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的に確立 ・低コストでの生産が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・品質管理（異物、材質） ・畜糞堆肥との競合 ・発生時期や地域と、需要と供給のアンバランス ・低価格で広域流通に適さない。 ・窒素過多となる可能性
製品化	道路舗装材・マルチング材・家畜の敷材等の各種製品	剪定枝等を、破砕機を用いて、チップ(細かい切れ端)にするもの。生成されたチップは、土壌改良材、マルチング材、舗装材、クッション材、敷料等として利用するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・硬化剤を使用したチップ舗装は一般の歩道にも利用可能 ・チップ舗装材は歩行者の足腰への負担が少ない。 ・チップ舗装材は浸透性が優れている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・チップ舗装材は劣化しやすい。 ・チップ舗装材はコストが高い。
直接燃焼 (ボイラー発電)	電力・蒸気・熱供給	木質系バイオマスをボイラーにより直接燃焼し、廃熱ボイラーで蒸気を回収し、蒸気タービンに蒸気を供給して発電を行うもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・低コストでのリサイクルが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的大規模発電であるため遠方であれば運搬コストがかかる。
ガス化 (ガス化発電)	電力・熱供給	バイオマスをガス化し、ガス燃料としてガスエンジンやガスタービン発電機に供給し、発電及び熱供給を行うもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスガスの直接燃焼に比べて発電効率が高い。 ・バイオマスの直接燃焼に比べて、出力の小規模化が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接燃焼よりも複雑な設備が必要 ・タールの除去等技術的問題

- 食品リサイクル法では**発生抑制**を**最優先事項**とし、再生利用等の優先順位も定めている。
- 家庭の調理くず・食べ残しは、単一ではなく添加物も多いため、優先順位の低いリサイクルとなりやすい。

○食品リサイクル法における再生利用等の優先順位



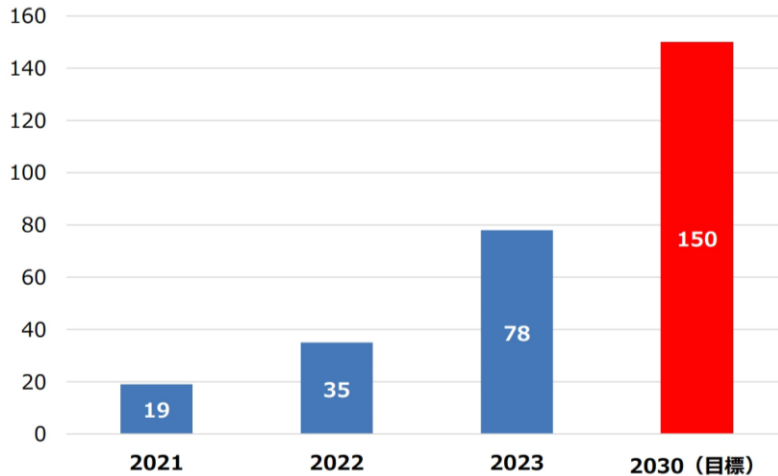
○食品廃棄物の種類と再生利用の手法

業種	食品廃棄物の種類	分別のレベル※	リサイクル手法	メリット	デメリット
食品製造	大豆粕・米ぬか	↑ 容易	飼料化 肥料化(堆肥化) メタン化	飼料化	・ 畜産農家におけるエコフィードの利用拡大により、需要は堅調
	パン・菓子くず				
	おから等				
	製造残さ(工場)				
・ 食品小売卸	返品・過剰生産分	↓ 困難	飼料化 肥料化(堆肥化) メタン化	肥料化	・ 初期投資が少なく技術的なハードルが低いことから新規参入が容易
	調理残さ(店舗)				
	売れ残り(加工食品)				
外食	調理くず	↓ 困難	飼料化 肥料化(堆肥化) メタン化	メタン化	・ 最終製品価格が安く、 <u>需要も必ずしも多くない</u> ため利益を上げにくい
	食べ残し(店舗)				
家庭	調理くず	↓ 困難	飼料化 肥料化(堆肥化) メタン化	メタン化	・ 設備導入が高コスト ・ <u>副産物利用の方法に検討が必要で、処理する場合にはコストが必要</u>
	食べ残し				

※分別のレベルが「容易」の場合は、素材が単一で添加物(油分、塩分等)が少ない。

- 再生利用等を実施している自治体は令和5年度時点で21自治体と少ない。
- 再資源化の技術はあるが、**処理施設が無いことやコストが高額となりやすいことが課題**

再生利用等を実施・検討している自治体数の推移



令和5（2023）年度：78自治体
 ・実施＝21自治体
 ・検討中＝57自治体

使用済紙おむつの再生利用等の先行事例

福岡県大木町

連携：みやま市

- 2011年10月から紙おむつ分別収集をスタート。
- 回収開始2年目（2013年）で家庭系使用済紙おむつの72%を回収、2018年度には回収率86%に達した（推計値）。
- BOX設置による拠点回収を実施。
- 専用の回収ボックス（500L容器）を、59か所に設置。



- ボックス表面に企業名を入れることによる広告宣伝費の収入で、初期投資費用を回収。
- 週2回回収。

トータルケア・システム(株)

- パルプは建築資材、プラスチックとSAPはRPF(※)、汚泥は土壌改良剤として再生利用等実施。



※古紙及び廃プラスチック類を主原料とした固形燃料

鹿児島県志布志市

連携：大崎町

- 2019年からモデル地区で回収した紙おむつについて近隣でリサイクル処理開始。
- 市役所職員による丁寧な啓発活動が実を結び、約8割の紙おむつを分別・回収（推計値）。
- 紙おむつの回収は、「出したごみには責任を持つ」という考えのもと、氏名記入が必要な専用袋により、ごみステーションで実施。
- 約80か所に回収ボックスを設置（令和4年度）。



- ＜令和5年度モデル地区＞
- 週3回ゴミ出し可能。
 - 週3回回収。

ユニ・チャーム(株)

- パルプやSAPは紙おむつの素材、プラスチックは回収袋・回収ボックス等として再生利用（いずれも実証段階）。



再生利用等設備導入までの課題（検討している自治体の事例）

- 現状では、分別収集した紙おむつをリサイクル処理できる施設は関東近辺には無く、リサイクルルートが確保できていない。
- リサイクルに要するコストの低減
- 回収品目が増加することによる収集費用の増加の懸念

剪定枝

	排出者	持込補助	事業名等	処分方法	予定数量	再資源化方法	課題
事業系	公共施設のみ	持込	剪定枝等資源化事業	造園業者等の事業者が剪定業務を請け負って排出する剪定枝等を破砕機によりチップ化し、市外の処分業者に運搬	3,000 t	・バイオマス発電の燃料及びセメントの原料として活用	・遠方への輸送 ・主に燃料としての利用
家庭系		持込	剪定枝等資源化の周知	一般廃棄物処分業（木くず）の許可を有する市内事業者（2社）を案内し、持ち込みを誘導			
家庭系		補助	ごみ減量機器購入費補助金	◇落ち葉・剪定木破砕処理機 購入金額の2分の1以内、上限50,000円		・各家庭で堆肥の材料やマルチング材として活用	・マンションやアパート、市街地の方は活用しづらい

※剪定枝は、資源化のために分別いただいているものではなく、可燃ごみの袋が鋭利であると破れてしまうため、破れにくい緑色の袋でも排出可能としているもの

生ごみ

	排出者	持込補助	事業名等	処分方法	予定数量	再資源化方法	課題
事業系	事業者 学校給食	収集	-	一般廃棄物収集運搬業許可業者が学校給食や市内事業者の生ごみを回収し、市外の処分業者に運搬	488 t	・堆肥化	・市外で処理しているため運搬コストがかかる。 ・処分業者の処理能力が高くない。
家庭系		補助	ごみ減量機器購入費補助金	◇生ごみ処理機及びディスポーザの一部 購入金額の2分の1以内、上限40,000円 ◇ボカシ容器・コンポスター 購入金額の3分の2以内、上限15,000円		・乾燥、減容化して堆肥の材料 ・各家庭で堆肥化	・マンションやアパート、市街地の方は活用しづらい。

紙おむつ (再資源化の取組みは行っていない。)

◆その他の有機物リサイクル施設の事例

施設名	施設の概要・経過
松本市四賀有機センター	平成11年に旧四賀村が設置した鶏糞の堆肥化施設。老朽化のため施設廃止の方向で検討が行われ、現在解体工事中。臭いの苦情があり、臭気対策事業への投資や維持管理経費増の課題もあった。
A社飼料化施設	平成20年に一般廃棄物処分業許可を取得し、食品残さの飼料化施設を稼働。市内学校給食センターの食品残さの処分も行っていたが、赤字が続き平成24年末に休止し、その後廃止。臭いの苦情もあり。

○剪定枝に関しては、能力的に市内で中間処理できる可能性があるが、保管場所や運搬コスト等の課題も多く、十分な検討が必要であると考えられる。

○生ごみに関しては、給食センターの残さや市内事業所から排出される事業系一般廃棄物の一部を市外に運搬して再資源化しているが、市内には処理業者がない。

○紙おむつに関しては、市内に処理業者がない。

区分	一般廃棄物処分業許可業者（市内）	処理能力	市外での処分	再資源化内容
剪定枝	【木くず】 ・清水口建設(株) ・(株)あずさ環境保全	148.5 t / 日 (2社合計) ※産業廃棄物の木くずも処理	・明星セメント(株)糸魚川工場	市内中間処理業者によりチップ化された剪定枝等をバイオマス発電の燃料に利用するとともに、燃焼灰はセメント原料として活用する。
生ごみ	なし	—	・(株)光商会（木曾町） ・(株)あずさ環境保全（諏訪市） ・(株)アイ・コーポレーション（辰野町）	市内学校給食センター給食残さ及び市内事業者が排出する生ごみを堆肥化する。
紙おむつ	なし	—	—	—

○自治体アンケートによると再資源化施設を設置している自治体の施設の年間維持費は約7,500万円となり、施設を設置して、維持管理すると多大な費用がかかる。

○主に費用対効果を見込めないことを理由に、検討したが実施しない判断をした自治体もある。

①再資源化施設の設置状況

施設設置	自治体数
有（市所管施設）	12
無（民間委託等）	33

年間維持管理平均	75,119千円
1,000万円未満	2
1,000万円以上5,000万円未満	3
5,000万円以上1億円未満	1
1億円以上	3

自治体アンケート調査票4「ごみ減量化・再資源化等に関する取組状況」（生ごみ・剪定枝等再資源化施策）

②再資源化施策を検討したが、実施しないとした理由（対象：11市）

理由	自治体数
費用負担増大・費用対効果が低い	6
民間事業者の活用が可能	4
堆肥化施設の老朽化・維持管理費が高額	2
市民の分別負担・ニーズの低さ	2
排出量が少ない・収集効率の悪さ	1

・費用面を理由に実施していない自治体が多い

※複数回答

◆具体例（一部抜粋）	検討内容等	理由
八王子市	【生ごみ】市内一部地域を対象に生ごみの戸別回収（登録制）を行い、市内のリサイクル施設にてたい肥化するモデル事業を実施 【剪定枝】平成30年6月より市内一部地域で戸別回収のモデル事業を実施。令和4年4月からは、市内全域へ拡大し、収集効率等を検討	【生ごみ】収集運搬に対して費用が大きくなり、 <u>収集効率も悪く</u> 、事業の拡大が困難であったため。 【剪定枝】家庭から毎週排出されるものでないことから、申込制での収集等を行い検証を行ったが、 <u>費用対効果が見込まれなかった</u> ため。
鈴鹿市	家庭から出る食品残渣を堆肥化する。	処理施設の建設や運営等に多額の費用が掛かることに加え、調理済みの食品残渣は塩分が多く堆肥に適さないことなど、課題が多いため実施しなかった。

自治体アンケート調査票4「ごみ減量化・再資源化等に関する取組状況」（再資源化施策未実施）

- 東御市では平成30年3月から生ごみリサイクル施設を設置。建設費が約7億円、15年間の運營業務委託費が約5億5千万円と大型投資
- 上田市では有機物リサイクル施設建設を計画するも、建設費高騰や可燃ごみ重量に占める生ごみの割合の減少等の理由から施設建設と生ごみ分別収集を当面見合わせ

東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業

- ・稼働日 平成30年3月1日 本格稼働開始 (平成26年度基本設計策定)
- ・工事費 **700,694,280円**
- ・施設規模 4.1t/日 年間計画処理量：876.5t/年
- ・事業方式 DBO方式
(公共が資金を調達し、公共所有権を有したまま、施設の設計・建設・運営の業務を民間事業者に包括的に委託する方式)
- ・運営委託費 **551,025,720円**

上田市有機物リサイクル施設整備関連事業

- ・概要 新たな焼却施設をコンパクトにして環境負荷の低減を図る等のため、有機リサイクル施設の設置を検討したが、地域を限定しての収集に対する不公平さや建設費の高騰等に伴い、事業を精査し建設を見送ることとなった。
- ・経過 令和2年 8月 「生ごみリサイクル推進プラン」を策定し、以後住民説明会を開催
令和5年 3月 周辺自治会と施設基本協定を締結
令和6年 8月～ 市民説明会を開催 (市内10会場)
令和6年12月～ 事業の精査
令和7年12月 **施設建設と生ごみ分別収集の当面見合わせ**

【計画内容】

- ・対象 自家処理が困難な上田の人口集中地区と建設する施設周辺
- ・施設規模 5.2t/日
- ・収集量 1,068t/年
- ・建設費 **約16億円 (見込)**

再資源化施策の他自治体の実施状況及び有効であったと考える自治体の割合（自治体アンケートから）

- 各市が有効であったと考えるごみ減量化・再資源化施策について松本市でも大半を既に実施している。
 ○**剪定枝**の分別・拠点回収を有効であったと考える自治体の割合は約3割、**生ごみ**の分別収集・堆肥化を有効であったと考える自治体は約2割となっている。

■有効であったと考えるごみ減量化・再資源化施策 （対象：87市(A)、自由記述）

施策分類	自治体数 B	松本市
プラスチック製容器包装の分別収集	29	実施中
小型家電の分別・拠点回収	25	実施中
生ごみ処理機等購入費補助	20	実施中
指定ごみ袋制度・有料化	19	指定ごみ袋制度は実施中
資源集団回収奨励金制度	14	実施中
廃食用油の拠点回収	13	実施中
雑がみ・古紙類の分別回収強化	13	実施中
食品ロス削減（フードドライブ等）	12	実施中
剪定枝の分別・拠点回収	11	—
リユース促進（連携協定等）	10	検討中
ペットボトルの分別収集	8	実施中
製品プラスチックの一括回収	7	実施中
古着・布類の拠点回収	6	実施中
生ごみの分別収集・堆肥化	5	—
戸別収集の導入	3	—

■生ごみや剪定枝等（有機物）の再資源化施策について （実施自治体数：45市）

実施自治体数 C	実施率 C/A	有効であったと考える自治体の割合 B/C
35	40.2%	31.4%
22	25.3%	22.7%

※生ごみと剪定枝を共に再資源化している自治体は両方の区分にカウント

○令和4年度から紙おむつの再資源化の検証を行い、令和5年度には関係事業者3社にアンケート等の調査を行ったが、課題が多く先行的に実施することは見送る判断をしている。

概要

1 趣旨

使用済紙おむつの多くが焼却処分されている一方で、素材としては上質パルプ、フィルム、吸水性樹脂から構成されており、再生利用等によりパルプ等の有効利用が可能で、環境省においても令和2年3月にガイドラインを作成するなど今後のリサイクルの取組みを推進していたことから、令和5年度に再資源化事業者に聞き取りを行い、検証をしたもの。

2 検証時期 令和4～5年度

3 検証方法 紙おむつリサイクルをしている3社にアンケートを実施し、その上で打合せ

聞き取りによる課題

① 全ての設備を合わせると約1,000～8,000㎡程度の敷地が必要

《敷地》

② 下水処理施設が必要（既存施設との併設可→候補地なし）

《下水処理施設》

③ パッカー車による収集運搬は困難であり、平ボディでの収集運搬が必要

《運搬コスト》

④ ステーションでの回収の場合で、臭いの問題がある。

《臭気》

⑤ 3社のうち1社はその企業を誘致する必要があり、2社は技術提供で市又は他の民間事業者で実施する必要がある。

《施設設置》

【令和5年度の検証による判断】

課題も多く、他の自治体に先行して取り組むにはリスクが大きい。

今後の各自治体の取組状況や国による法整備を見定めて取り組むことが必要

今後の課題は以下のとおり

- ① 企業誘致
- ② 財政問題（委託費）
- ③ 建設地の問題
- ④ 収集運搬
- ⑤ リサイクル方法及びRPF等の搬出先

項目	剪定枝	生ごみ	紙おむつ	参考：アルミ缶
1 一般的な再資源化物	△ 主は堆肥化、チップ化	△ 主は堆肥化、メタン化	○ 水平リサイクルの事例あり	○ アルミ缶（水平リサイクル）
2 排出物の性状や規格	△ 不均一 大小の枝、草、葉など	△ 不均一 添加物の大小あり・臭いあり	△ 概ね均一 臭いあり	○ ほぼ均一
3 発生量の安定性	× 時季によって異なる	△ 概ね一定だが夏場は増える傾向	○ 概ね一定	○ 概ね一定
4 再資源化物の活用	△ 堆肥等の場合、需要が少ない 燃料化の場合が多い	△ 堆肥等の場合、需要が少ない	○ 品質が高い再資源化物であれば 販売可能	○ 再び製品化して販売
5 市内処分業者の有無	○ 市内に処分業者あり	× 市内に処分業者なし	× 市内に処分業者なし	○ 処分業者・回収ルートあり
6 再資源化費用 ※1	○ 設備投資不要	× 設備投資大・維持管理費用有	× 設備投資大・維持管理費用有	○ 設備投資不要
7 市民の分別負担	○ 既に緑色の袋による排出可 一定の分別意識あり	△ 水気、臭いあり	△ 水気、臭いあり 分別の手間あり	○ 水気、臭い等なし スーパー等拠点回収あり
8 他市町村の実施状況	○ 実施市：4割（アンケート）	△ 実施市：2.5割（アンケート）	× 実施市区町村：21/1,741	○ 実施市区町村：1,684/1,741
評価	○	×	×	◎
	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に処分業者がおり、市民に一定の分別意識あり。 ・性状や規格が不均一で収集運搬や再資源化に課題があるが、解決できれば安定的な再資源化ができる可能性はある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に処分業者がおらず、設備投資や遠方への運搬が必要 ・他市でも実施を検討しているが、あまり定着していない。 ・再資源化の費用対効果を得られる可能性が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に処分業者がおらず、設備投資や遠方への運搬が必要 ・技術が普及、一般化しておらず、他自治体における再資源化も途上段階 ・現時点では再資源化の費用対効果を得られる可能性が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に処分業者がおり、排出拠点も多く排出が容易 ・再資源化技術が定着 ・再資源化品が水平リサイクル可能であり、製品の価値が高い。

※1：剪定枝は市内の処分業者に再資源化を委託し、生ごみ・紙おむつは新規に施設を建設することを想定

方向性（案）

区分	適当と 考えられる 分別区分	今後の方向性（案）
剪定枝	資源物	実施に向けて検討
生ごみ	可燃ごみ	再資源化は見送り補助の拡充を検討
紙おむつ	可燃ごみ	再資源化は見送り

方向性（案）とする理由

- 「資源物」は、再資源化が可能な廃棄物ですが、排出物によって質や性状が異なり、また、再資源化後の製品も異なります。「資源物」を分別区分とするには、費用に対する再資源化品、市内一般廃棄物処分業許可業者の能力、分別区分の増加に伴う分別収集費用増、市民の分別負担の増などを総合的に勘案する必要があると考えています。
- その中で、剪定枝については、市民に分別の意識が一定程度定着しており、市内に処分業者もいることから、「資源物」の分類による再資源化の可能性について、分別収集・拠点収集の両面から検討することが望ましいと考えられます。
- 一方で、生ごみは、再資源化の技術は定着しているものの、検討したが再資源化をしないと判断をした自治体が一定数あり、紙おむつは、実証・検討段階であり再資源化をしている自治体が少ないことが現状です。このことを踏まえ、生ごみ及び紙おむつは、現時点における課題が多く、分別収集をしたとしても、多額のコストに見合う再資源化ができる可能性が低く、持続的な再資源化は困難であることが想定され、「可燃ごみ」の分別区分が妥当であると考えられます。
- なお、生ごみは、代替施策として排出抑制を推進するために、ごみ減量機器購入費補助金の拡充による家庭での処理促進を図ることが想定されます。
- 紙おむつは、今後再資源化の技術が普及、一般化し、他自治体における再資源化が定着してきた場合には、分別収集の検討の余地があるものと考えています。

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の 制度設計について

【検討項目】

- ・手数料を徴収するごみ種
- ・手数料の徴収方法
- ・根拠を含めた手数料の金額設定（料金体系）
- ・ごみステーション等への排出の方法
- ・収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項

諮問重点項目 1 検討事項（有料化の対象ごみ種について）

1 家庭系ごみの有料化対象ごみ種

(1) 有識者意見（福島委員・山谷委員）

区分	有識者名	対象の別	左記の理由	課題等の留意事項
可燃ごみ	福島委員	対象	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみに含まれる焼却不適（すべきでない）ごみの減量が本専門部会での検討の最大の眼目です。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別に行政としての取組意欲を示す（大規模小売店やコンビニ等の民間の取組だけに依存するのではなく、市庁舎、分庁舎に資源ごみ回収ボックスを設置するなど） 事業系ごみ（集合住宅を含む）の単価（kgあたり）を引上げないと公平が保てず、減量効果が期待できない。
	山谷委員	対象	<ul style="list-style-type: none"> ごみの発生抑制と分別改善を推進する。 	—
不燃ごみ (破碎ごみ) (埋立ごみ)	福島委員	対象	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場の延命化のため、ごみ量削減の一環です。 	<ul style="list-style-type: none"> 量がそれほど多くなく、腐敗などが無いこと。 市域が広いことを考え、隔週、月1などわかりやすい回収日を指定して回収する。ステーションを何処にどう設定するかは課題。
	山谷委員	対象	<ul style="list-style-type: none"> ごみの発生抑制と分別改善を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 破碎、埋立ごみの区分に疑問。きめ細かな手選別により不燃ごみを極力資源化ルートに乗せ、埋立処分するごみを極小化する。 リサイクル技術の進歩やメーカーサイドの拡大生産者責任への対応などによる資源化の可能性を閉ざしてしまいかねない「埋立ごみ」の名称はやめた方がよい。
資源物	福島委員	対象外	<ul style="list-style-type: none"> 資源物を明示して、分別することでメリットが生じることを伝えることで、経済的インセンティブを働かせることとなります。 	<ul style="list-style-type: none"> 缶、リターナブル瓶、紙類などは、週1または隔週程度の頻度でステーションに排出する。 紙類は雨天時など困難を伴うので、蓋付きのボックス、または屋根付きのステーションを確保
	山谷委員	対象外	<ul style="list-style-type: none"> すでに指定袋制の実施によりプラスチック資源が可視化されている。 	—
粗大ごみ	福島委員	対象	<ul style="list-style-type: none"> これは上述のごみが無料のままの東京23区でもすでに導入済みで、個別収集になり、手間がかかることは市民にも納得いただけるものと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 東京23区では、区ごと、対象物ごとに指定された金額のシール（コンビニで販売）を添付し、排出者が清掃事務所に通知した回収日に戸別回収している。 戸別回収が可能かどうか、出来ない場合どうするかは検討事項になる。
	山谷委員	—	—	—

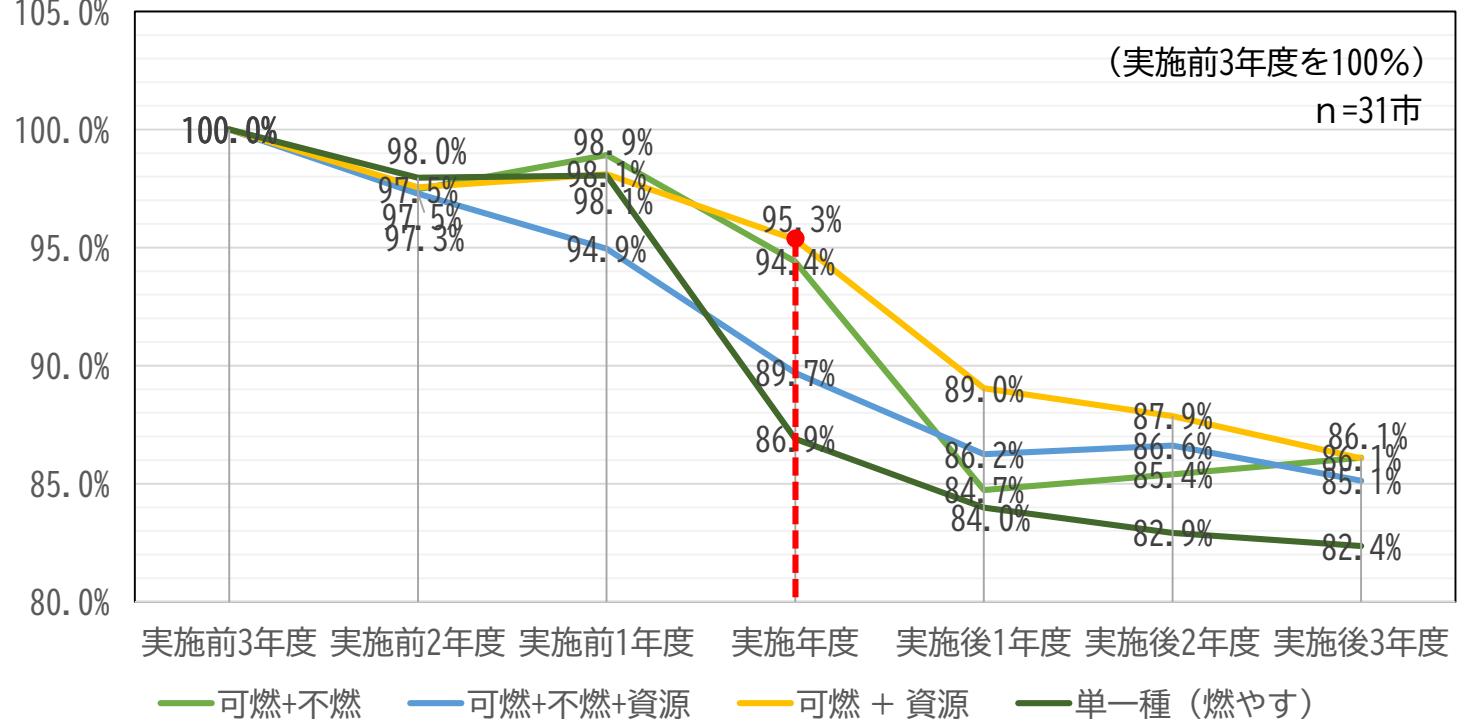
(2) 自治体アンケートの調査結果

- 有料化制度導入の38自治体すべてで可燃ごみを対象としており、不燃ごみは31自治体、資源物は12自治体で対象となっている。
- 最も多い組み合わせは「可燃+不燃」で26自治体となっている。
- 最も削減効果が高い有料化導入ごみ種は、実施前年度から実施年度にかけては「単一種（可燃ごみ）」、実施年度から実施後1年度にかけては「可燃+不燃」となっている。（下図表参照）

【自治体アンケートからの意見】

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| ★不燃ごみを有料化の対象とした理由 | ★プラスチック類を有料化の対象とした理由 |
| ア 資源物の分別促進・リサイクル推進 | ア レジ袋等容器包装削減のためのインセンティブを図る。 |
| イ ごみ減量・発生抑制・減量化推進 | イ ごみ処理に係る経費の一定割合（2～3割）を負担 |

【参考】実施前3年度から実施後3年度の1人1日当たりの総ごみ量の推移



(3) 答申案の方向性（案）

有料化の対象とする「ごみ種」は・・・

可燃ごみ、破碎・埋立ごみ、粗大ごみ

※「袋に入らない可燃ごみ+破碎・埋立ごみ」、「粗大ごみ」は別途検討

有料化の対象としない「ごみ種」は・・・

資源物

採用の理由

- 可燃ごみ、破碎・埋立ごみ、粗大ごみは、ごみの発生抑制と分別改善を推進し、最終処分量の削減に資するため、有料化の対象とする。
- また、粗大ごみは現在も指定品目を有料で回収している。
- 資源物は、無料とすることで経済的インセンティブが働くため、対象外。

2 手数料の徴収方法

(1) 有識者意見（福島委員・山谷委員）

	有識者名	採用方式	採用理由	課題等の留意事項
徴収方法	福島委員	指定袋方式	指定袋方式一本（上乘せ）が好ましい（シールを別途貼るなどは市民に負担が大きい）。	現行のごみ袋への排出者氏名の記入は、個人情報保護の観点から検討の余地あり。
	山谷委員	指定袋・シール併用	基本的に指定袋排出とし、例外的に袋に収まらないものについてシール貼付で排出できるようにすると利便性が高まる。	—

(2) 自治体アンケートの調査結果

- 「指定袋方式」は22自治体、「指定袋方式とシール貼付方式の併用」は16自治体
- 「シール貼付方式」を採用しているごみ種は、「粗大ごみ」（9自治体）、「袋に入らないごみ」（5自治体）、そのほか「旧指定袋使用時」等となっている。

(3) 答申案の方向性（案）

手数料の徴収方法は・・・

（可燃ごみ+破碎・埋立ごみについて）
指定袋方式

※「袋に入らない可燃ごみ+破碎・埋立ごみ」、「粗大ごみ」は別途検討

採用の理由

➤ 指定袋による排出が市民にとって簡便で分かりやすく、自治体としてももの制度運用も容易であることから、原則、指定袋方式とする。

3 料金体系

(1) 有識者意見（福島委員・山谷委員）

	有識者名	採用体系	対象（採用）・不対象（不採用）理由
料金体系	福島委員	排出量単純比例型 (均一従量制)	<ul style="list-style-type: none"> 単純比例がわかりやすい。 ただ、低所得者や高齢独居者、身障者等については一定数の補助（袋の支給）が必要と考えます。
	山谷委員	排出量単純比例型 (均一従量制)	<ul style="list-style-type: none"> 単純従量制(均一従量制)が市民にとって分かりやすく、行政サイドの制度運用も容易

※「排出量単純比例型（均一従量制）」・・・排出量に応じて排出者が手数料を負担する方式

(2) 自治体アンケートの調査結果

- 最も多い料金体系は、「排出量単純比例型（均一従量制）」で34自治体となっている。
- 主な理由は「費用負担の公平化」、「仕組みが簡単で分かりやすい」となっている。

(3) 答申案の方向性（案）

手数料の料金体系は・・・ **排出量単純比例型（均一従量制）**

（可燃ごみ+破碎・埋立ごみについて）
 ※「袋に入らない可燃ごみ+破碎・埋立ごみ」、「粗大ごみ」は別途検討

【採用の理由】

- 排出量に応じて排出者が手数料を負担する方法は、市民に分かりやすく、自治体としての制度運用も容易であることから排出量単純比例型（均一従量制）とする。

諮問重点項目 1 検討事項（手数料の金額設定について）

4 手数料単価

(1) 有識者意見（福島委員・山谷委員）

ごみ種	有識者名	単価	額及び理由	課題等の留意事項
可燃ごみ	福島委員	2.0円/L	他市町村とのバランスから、 <u>リットル当たり2円</u>	—
	山谷委員	1.0円/L～1.3円/L	1L1円(長野市、40L40円、30L30円など)から、1L1.3円(塩尻市、45L60円、25L30円など)程度なら、減量効果、市民の受容性、地域バランスに照らして妥当といえるのでは。	—
不燃ごみ (破砕ごみ) (埋立ごみ)	福島委員	2.0円/L	可燃ごみと同様、 <u>リットルあたり2円</u> が妥当かと考えます	—
	山谷委員	1.0円/L～1.3円/L	可燃ごみと同じ(可・不燃同額にすると、どちらかの供給に支障が生じた場合に行政が対応しやすくなる)。	—
資源物	福島委員	無料	—	—
	山谷委員	—	—	—
粗大ごみ	福島委員	—	東京23区のそれぞれのホームページにおよその記載があります。ものによって大きく異なります。	<ul style="list-style-type: none"> 松本市の場合、粗大ごみはクリーンセンターなどに直接持ち込みされるものが少なくない。この場合重量だけでは判断しづらいところがあり、処理単価をどう設定するかが課題。例えばソファや机、タンス、布団など基本的に木製ないしは布製のものから、最近の畳のようなプラスチックが主体となったもの、冷蔵庫、洗濯機といった金属が使われている製品は受け入れ時に判別が必要かも知れない。
	山谷委員	—	—	—

諮問重点項目 1 検討事項（手数料の金額設定について）

(2) 自治体アンケート等における採用状況

- 「指定ごみ袋方式」による料金設定は、可燃ごみは1.0円/ℓ、不燃ごみは2.0円/ℓ を導入している自治体が最多となっている。
- 金額の決定根拠は回答数の多い順に①ごみ処理費用・原価の一定割合、②市民の過度な負担とならず減量の動機付けとなる水準、③他都市・近隣自治体の水準を参考の順となっている。

【自治体アンケート・県内他市・松塩地区広域施設組合内自治体の状況】

ア 自治体アンケート（手数料設定状況）

単価（円/L）	可燃	不燃
1.0円未満	5	3
1.0円	10	7
1.1～1.5円未満	7	6
1.5～2.0円未満	6	5
2.0円	8	8
合計	38	31

イ 自治体アンケート（県内他市の状況）

自治体名	対象ごみ種及び手数料	自治体名	対象ごみ種及び手数料
長野市	可燃・不燃 1円	小諸市	可燃・不燃 1円未満 ※生ごみ 1.1～1.5円未満
上田市	可燃・不燃 1円 資源 1円未満	中野市	可燃・不燃 1.5～2.0円未満
岡谷市	可燃・不燃 1.1～1.5円未満	大町市	可燃・資源 1円未満
飯田市	可燃・不燃 2円	塩尻市	可燃 1.1～1.5円未満 不燃 1.5～2.0円
須坂市	可燃・不燃 1円	安曇野市	可燃 1円

諮問重点項目 1 検討事項（手数料の金額設定について）

ウ 松塩地区広域施設組合内の採用状況

■塩尻市・朝日村

袋の種類	袋の大きさ 小	袋の大きさ 中	袋の大きさ 大
もえるごみ	14リットル15円 (1.1円)	25リットル30円 (1.2円)	45リットル60円 (1.3円)
うめたてごみ	8リットル15円 (1.9円)	18リットル30円 (1.7円)	30リットル60円 (2.0円)
資源物	—	—	手数料なし

■山形村

袋の種類	袋の大きさ 小	袋の大きさ 大
可燃ごみ	15リットル27.5円	40リットル前後35.2円
資源(金物、ガラスびん)・破碎・埋立ごみ	—	30リットル38.5円
資源(容器包装・ペットボトル)	—	45リットル27.5円

※数値は、店頭での1枚の販売価格（処理手数料＋製造販売手数料）

※1リットル当たりの単価不明

(3) ごみ種と手数料によるごみ量削減効果

ア 自治体アンケート等

【可燃ごみ】

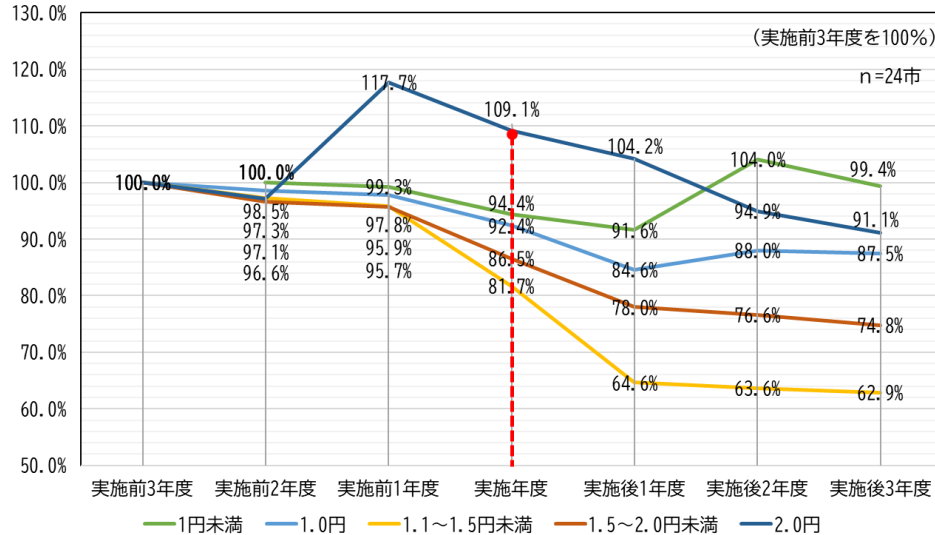
- 最も削減効果が高い手数料設定は、実施前年度から実施年度にかけて、実施年度から実施後1年度にかけてともに「1.1～1.5円未満」となっている。
- 「2.0円」は、実施前2年度から実施前1年度にかけて増加し、有料化後、減少に転じている。また、実施後3年度まで減量効果が見られる。（実施後3年度以降は調査対象外）

【不燃ごみ】

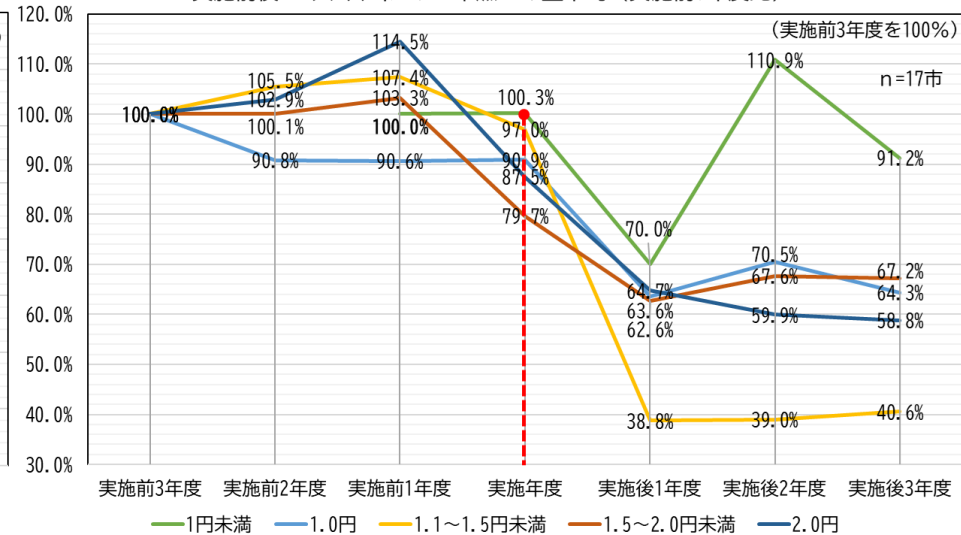
- 最も削減効果が高い手数料設定は、実施前年度から実施年度にかけては「2.0円」、実施年度から実施後1年度にかけては「1.1～1.5円未満」となっている。
- 「2.0円」は、実施前2年度から実施前1年度にかけて増加し、有料化後、減少に転じている。

■ 実施前3年度から実施後3年度の1人1日当たりのごみ量の推移

実施前後の1人1日当たりの可燃ごみ量平均（実施前3年度比）



実施前後の1人1日当たりの不燃ごみ量平均（実施前3年度比）

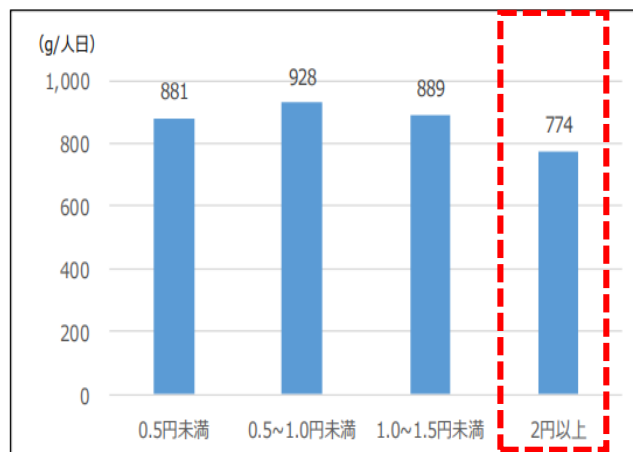


※1円未満は、実施前2年度を100%として算出（データ不足のため）

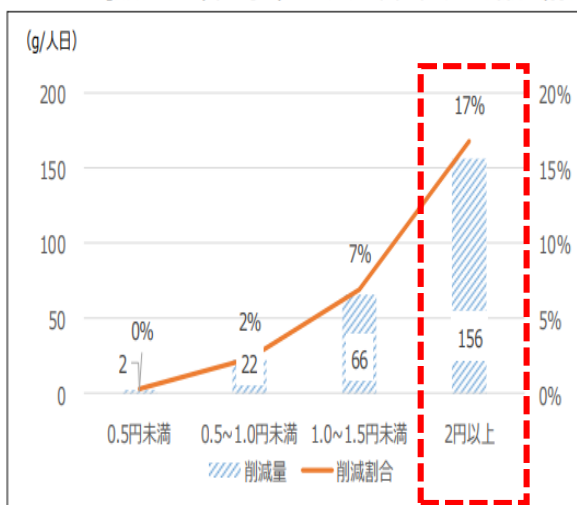
イ 一般廃棄物処理有料化の手引き

- ▶ 自治体アンケートでは、可燃ごみは1.1円～1.5円未満の料金体系の自治体で削減効果が高い結果となったが、環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、料金水準が高くなるほど、ごみ排出抑制効果も高くなる傾向が見られ、低い料金設定の場合には排出抑制効果が殆ど見られないとしている。
- ▶ また、一人当たりごみ搬入量は、1L当たり2円以上の料金水準を設定している場合には他の場合と比較して1割以上ごみ搬入量が少ない状況にあり、一定以上のごみ処理手数料水準にある場合、ごみ排出量も少なくなるとしている。

図表 3-2-7 家庭系可燃ごみの一人1日当たりごみ搬入量 (n=63)
(1L当たりごみ処理手数料単価別)



図表 3-2-8 可燃ごみの料金水準と一人1日当たりごみ搬入削減量 (n=63)







諮問重点項目 1 検討事項（手数料の金額設定について）

(4) 世帯における費用負担のイメージ（指定ごみ袋方式で手数料を徴収する場合）

【想定条件】

- 1世帯で、1か月に使用する指定ごみ袋は以下のとおり仮定
 - ・可燃ごみ：10枚
 - ・不燃ごみ（破碎・埋立ごみ）：各1枚
- 落ち葉・剪定枝用の指定ごみ袋の使用は、考慮しない。
- いずれのごみ種も、最大容量の指定ごみ袋（30L）を使用した場合を想定
- 手数料は、各ごみ種1.0円/L～2.0円/Lを設定

ごみ種のパターン	現状（袋代のみ）	費用負担制度を導入した場合の例（袋代込み）	
	月額	月額（増加分は手数料）	
可燃ごみ＋不燃ごみ	180.4円	540.4円～900.4円	360円～720円の増

	可燃ごみ		落ち葉・剪定枝用		破碎・埋立ごみ		プラスチック資源		
	容量	30 L	15 L	70 L	45 L	30 L	15 L	45 L	30 L
材質	高密度ポリエチレン		低密度ポリエチレン		低密度ポリエチレン		高密度ポリエチレン		
厚さ	0.025 mm 以上	0.02 mm 以上	0.045 mm 以上	0.035 mm 以上	0.035 mm 以上	0.035 mm 以上	0.02 mm 以上	0.02 mm 以上	0.02 mm 以上
デザイン									
印刷文字色	赤色		緑色		青色		黄色		

(5) 答申案の方向性（案）

手数料の料金体系は・・・

（可燃ごみ+破碎・埋立ごみについて）

可燃ごみ：1円～1.3円/L 破碎・埋立ごみ：1円～1.3円/L

※「袋に入らない可燃ごみ+破碎・埋立ごみ」、「粗大ごみ」は別途検討

採用の理由

- 有識者委員の意見や長野県内の状況を勘案すると1円～2円/L未満が検討範囲であると思われる。
- 国の調査では、2円/L以上の料金水準を設定している場合には他の場合と比較して1割以上ごみ搬入量が少ないとされており、ごみの削減効果が期待できる。
しかし、自治体アンケートでは、1.1円～1.5円/L未満が最もごみの削減効果が高かった結果を踏まえると1.1円～1.5円/L未満が適当と思われる。
- 最後に、近隣市、松塩地区広域施設組合内の市村とのバランスや市民の負担軽減の観点を考慮すると、1円～1.3円/Lが妥当と考えられる。

5 規定を超えるサイズのごみの出し方

(1) 松本市の現状

① 可燃ごみ

- ・袋に入らないサイズは袋を貼り付けて排出（運搬等の規制によりサイズの上限あり）
【例：ゴルフバッグ、木製額縁(ガラス外して)、剪定木など】

② 破砕ごみ

- ・袋に入らないサイズは袋を貼り付けて排出（運搬等の規制によりサイズの上限あり）
【例：チャイルドシート、ベビーカーなど】

③ 埋立ごみ

- ・袋に入らないサイズは袋を貼り付けて排出（運搬等の規制によりサイズの上限あり）
【例：板ガラスなど】

④ 粗大ごみ

- ・指定品目のみ有料回収。事前申請し、料金納付後に軒先回収
【例：スプリング入りのマットレスやソファなど】

【考え方のポイント】

- ・袋に入らない可燃、破砕、埋立ごみの排出量に応じた費用負担をどのような設定とするか。
- ・指定品目のみを有料で軒先回収している粗大ごみとの整合性をどのように図るか。
- ・市民にとって、ごみを排出しやすい（分かりやすい）方法となっているか。
- ・市民の利便性は、向上しているか。（又は著しく低下していないか。）
- ・松本市のごみ処理体制で実現可能な方法となっているか。

諮問重点項目 1 検討事項（ごみステーション等への排出の方法について）

【参考資料】

指定袋に入らないごみの排出方法（自治体アンケート調査票2 問4）

方法（主なパターン）	回答数	割合	回答数の内訳		
			中核市	類似市	県内市
粗大ごみとして申請→戸別収集または持込	13市	34.2%	5市	8市	—
規格内のごみはシール対応で集積所に排出 規格外のごみは施設に直接搬入	8市	21.0%	2市	2市	4市
小さく切断を指示して、集積所に排出 切断しない場合には施設に直接搬入	7市	18.4%	3市	1市	3市
すべて施設に直接持込	3市	7.8%	—	—	3市
大きいサイズの指定袋を貼り付けて排出	2市	5.2%	2市	—	—
品目により粗大ごみ収集	3市	7.8%	—	2市	1市
未回答	2市	5.2%	—	—	—

6 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項

(1) 制度実施と同時に開始した取組（自治体アンケート調査票2 問18）

① 収集方法の変更

- ・有料化と同時にステーションへの排出方法から戸別収集に変更した自治体が多い（6市）
- ・その他、「祝日収集の開始」、「粗大ごみ戸別収集の開始」（松本市実施済）などとなった。

② 分別方法の変更

- ・有料化と同時に資源物（プラ製容器包装、剪定枝など）の分別を開始した自治体が多い。
- ・有料化を契機に資源化、リサイクルの促進を図る傾向にある。

③ 収集頻度の変更

- ・資源物の分別を開始、資源物回収回数増、不燃ごみの収集回数減とする自治体が見られた。
- ・戸別収集移行に伴い、搬入量・車両の平準化による渋滞回避を図るとした自治体もあった。

【検討項目】

- 戸別収集、福祉収集、祝日収集など収集方法の変更の必要性
- 剪定枝など、資源物の分別区分追加の必要性
- 収集方法や分別区分の変更に伴う各品目の収集頻度の変更の必要性

【考え方のポイント】

- ・松本市のごみ処理体制で実現可能な方法となっているか。
- ・ごみの減量化に効果がある変更内容となっているか。
- ・市民にとって、ごみを排出しやすい（分かりやすい）方法となっているか。
- ・市民の利便性は、向上しているか。（又は著しく低下していないか。）

- **制度導入の必要性** 【更新なし・配付なし】
- **将来の目指す姿（イメージ図）** 【更新なし・配付なし】
- **諮問項目に対する検討項目** 【今回追加・配付あり】
- **制度内容の検討状況一覧表（第5回）** 【更新あり・配付あり】

諮問項目に対する検討項目

専門部会の回数	【諮問項目 1】 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の仕組みと導入効果	【諮問項目 2】 市民との合意形成及び市民への周知啓発に係る手法	【諮問項目 3】 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度と併せて実施すべきごみ減量化、再資源化施策
<div data-bbox="19 442 251 628" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 今回 第 5 回 </div> <p data-bbox="19 656 260 714">※「【〇〇】」には決定内容を記入します。</p>	<div data-bbox="299 335 772 421">①手数料を徴収する<u>ごみ種</u>【〇〇】</div> <div data-bbox="299 421 772 506">②手数料の徴収方法【〇〇】</div> <div data-bbox="299 506 772 614">③根拠を含めた手数料の金額設定（料金体系）【〇〇】</div> <div data-bbox="299 614 772 728">⑦ごみステーション等への<u>排出の方法</u>【〇〇】</div>	<div data-bbox="859 392 1284 535" style="border: 1px dashed red; padding: 5px; color: red;"> 今回決めていただきたい項目 </div> <div data-bbox="859 642 1284 785" style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; color: blue;"> 次回に向けてご意見をいただきたい項目 </div>	
第 6 回	<div data-bbox="299 735 772 842">⑧収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項【〇〇】</div> <div data-bbox="299 842 772 928">④手数料の<u>用途</u>の設定の有無【〇〇】</div> <div data-bbox="299 928 772 1035">⑤<u>減免制度</u>の導入の有無及び導入する場合の<u>減免対象範囲</u>【〇〇】</div>		
第 7 回		<div data-bbox="850 1049 1313 1135">⑨市民との<u>合意形成</u>の手法【〇〇】</div> <div data-bbox="850 1135 1313 1220">⑩市民への<u>周知啓発</u>の手法【〇〇】</div>	
第 8 回	<div data-bbox="299 1228 772 1320">⑥<u>制度の見直し方法</u>【〇〇】</div>		<div data-bbox="1410 1220 1864 1335" style="background-color: #e0f0e0;"> ⑪制度実施時に併せて実施すべき<u>施策</u>【〇〇】 </div>
第 9 回 第 10 回	答申（案）協議		

制度内容の検討状況一覧表

専門部会 検討時期	答申(案)作成までに検討する項目	考え方のポイント	自治体アンケート結果の概要 (第4回専門部会資料1別添からの転記)	その他参考となる資料 (環境省一般廃棄物処理有料化の手引き等)	専門部会での検討結果まとめ
第4回 第5回	① 手数料を徴収するごみ種 ・可燃ごみ ・可燃ごみ、破碎ごみ、埋立ごみ ・可燃ごみ、破碎ごみ、埋立ごみ、資源物 など	■ごみの減量化に効果がある対象品目の設定となっているか。 ■市民の費用負担が大きすぎる対象品目の設定となっていないか。 ■市民にとって、ごみを排出しやすい(分かりやすい)対象品目の設定となっているか。 ■松本市のごみ処理体制で実現可能な対象品目の設定となっているか。 ■市民の利便性は、向上しているか。(又は著しく低下していないか。)	・有料化制度を導入していると回答があった38自治体すべてで可燃ごみを有料としている。そのほか、不燃ごみを有料としているのは31自治体、資源物を有料としているのは12自治体となっている。 ・可燃ごみを単独で有料化している自治体は4自治体のみで、残り34自治体は他のごみと組み合わせで有料化を導入している。 ・最も多い組み合わせは「可燃+不燃」で26自治体となっている。 ・プラスチック類を有料化対象としている理由として、レジ袋等容器包装削減のためのインセンティブを図る、ごみ処理に係る経費の一定割合の負担が挙げられている。 ・最も削減効果が高い有料化導入ごみ種は、実施前年度から実施年度にかけては「単一種(可燃ごみ)」、実施年度から実施後1年度にかけては「可燃+不燃」となっている。 【該当ページ】P1~6、P13~23	(品目別の有料化を実施している自治体割合) ・可燃ごみ 有料化62.4パーセント、一部有料化1.1パーセント ・不燃ごみ 有料化50.4パーセント、一部有料化0.9パーセント ・資源物 有料化25.6パーセント、一部有料化1.7パーセント ・粗大ごみ 有料化72.8パーセント、一部有料化2.6パーセント ・その他のごみ 有料化14.1パーセント、一部有料化1.4パーセント ⇒ 有料化している品目で多いのは、粗大ごみ>可燃ごみ>不燃ごみ>資源物>その他のごみの順である。 【手引き該当ページ】P21	◀第4回▶ 資料説明を行い、次回以降に再度、協議を行うこととなった。
第4回 第5回	② 手数料の徴収方法 ・指定ごみ袋方式 ・シール貼付方式 など	■市民にとって、ごみを排出しやすい(分かりやすい)方法となっているか。 ■市民にとって、手数料を支払いやすい(購入しやすい)方法となっているか。 ■手数料を、適切に徴収できる方法となっているか。	・「指定ごみ袋方式」を導入しているのは22自治体、「指定ごみ袋方式とシール貼付方式の併用」を導入しているのは16自治体で、全ての自治体で何らかのごみ種で「指定ごみ袋方式」を導入している。 ・「指定ごみ袋方式」を導入している自治体におけるごみ種ごとの指定ごみ袋のサイズ種類と最大、最小サイズは以下のとおり。 ○可燃ごみ 4種類 5~40L ○不燃ごみ 4種類 5~40L ○プラスチック類 2種類 10~50L ○生ごみ 3種類 2~17L ・「シール貼付方式」を採用しているごみ種は、「粗大ごみ」(9自治体)、「袋に入らないごみ」(5自治体)、そのほか「旧指定袋使用時」等となっている。 【該当ページ】P7~12	・指定ごみ袋方式を採用している自治体がほとんどである。 ・指定ごみ袋方式にシール方式を併用している自治体は一部あり、指定ごみ袋に入らない大きさや形のものに採用されている。 【手引き該当ページ】P26~27	◀第4回▶ 資料説明を行い、次回以降に再度、協議を行うこととなった。
第4回 第5回	③ 根拠を含めた手数料の金額設定 (料金体系) ・〇L当たり〇円 ・10枚まで無料、以降〇L当たり〇円 など	■ごみの減量化に効果がある料金体系、金額設定となっているか。 ■市民の費用負担が大きすぎる金額設定となっていないか。 ■分かりやすい料金体系、金額設定となっているか。 ■公平な費用負担となっているか。	・最も多く導入されている料金体系は排出量単純比例型(均一従量制)で34自治体となっている。 ・その理由として、費用負担の公平化、仕組みが簡単で分かりやすいことが多く挙げられている。 ・「指定ごみ袋方式」による料金設定は、可燃ごみは1円/L、不燃ごみは2円/L、プラスチック、資源ごみは1円未満を導入している自治体が最多となっている。 ・「シール貼付方式」による料金設定は、金額設定が1円から9,900円まで様々であった。 ・シールの料金設定は、3種類以上で段階的に設定している自治体が多い(6自治体)が、1種類、2種類としている自治体(5自治体)と同数程度となっている。また、品目やサイズにより設定をしている自治体が多い(6自治体)。 ・金額を決定した根拠としては、多い順に①ごみ処理費用・原価の一定割合、②市民の過度な負担とならず減量の動機付けとなる水準、③他都市・近隣自治体の水準を参考の順となっている。 【該当ページ】P1~6、P13~23	・可燃ごみにおける徴収方法では、「排出量単純比例型」が9割以上となっている。 ・指定ごみ袋方式を採用している自治体のほとんどが、「排出量単純比例型」である。 ・平成22年度から平成30年度に有料化を実施した自治体のうち、排出量単純比例型における料金水準の平均は1.1円/Lである。 【手引き該当ページ】P16、P20	◀第4回▶ 資料説明を行い、次回以降に再度、協議を行うこととなった。
第6回	④ 手数料の使途の設定の有無		・手数料使途の内容は、ごみ収集運搬費用、ごみ処理費用、ごみ減量化施策・資源化リサイクル推進費用の順に多い。 ・使途を設定した理由で最も多いのは、「ごみ処理経費の一部負担・受益者負担のため」となっている。 【該当ページ】P24		
第6回	⑤ 減免制度の導入の有無及び導入する場合の減免対象範囲		・減免制度は、約80パーセントの自治体で導入(対象38自治体のうち、30自治体で制度ありと回答)。 ・減免実施自治体30自治体中、27自治体が減免に上限を設定している。 ・減免制度なしと回答した自治体における減免制度を設けなかった理由としては、「ごみ処理費用の負担は、市民全員が公平であるべきと考えたため」が最多(6自治体)。 ・主な制度対象者は、多い順に以下のとおり。 ①生活保護受給世帯 ②乳幼児(2~3歳未満)のいる世帯 ③紙おむつ使用者(高齢者・障害者) ④児童扶養手当受給世帯 ⑤障害者手帳所持世帯(市民税非課税) 【該当ページ】P25~28		
第8回	⑥ 制度の見直し方法		・有料化実施の「制度変更あり」が、18自治体/38自治体(47パーセント) ・制度を変更していない理由としては、「特に必要性がない」、「制度が市民に浸透」が多数。 ・変更内容は以下のとおり。 ○サイズ追加： 八王子市(不燃5Lミニサイズ追加) 〇制度方式変更： 佐世保市(シール貼付→補助券) 松江市(可燃10L追加) 久留米市(可燃と不燃の兼用化) 岸和田市(30L袋追加) 【該当ページ】P29~30		
第4回 第5回	⑦ ごみステーション等への排出の方法 ・規定を超えるサイズのごみの出し方 など	■市民にとって、ごみを排出しやすい(分かりやすい)方法となっているか。 ■手数料を、適切に徴収できる方法となっているか。 ■松本市のごみ処理体制で実現可能な方法となっているか。 ■市民の利便性は、向上しているか。(又は著しく低下していないか。)	・指定袋に入らないごみの排出方法については、多い順に以下のとおり。 ①粗大ごみ収集 ②直接搬入 ③シール添付 【該当ページ】P31	・一部の自治体で、指定ごみ袋に入らない大きさや形のものにシール方式が採用されている。 【手引き該当ページ】P26~27	◀第4回▶ 資料説明を行い、次回以降に再度、協議を行うこととなった。
第4回 第5回	⑧ 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項	■ごみの減量化に効果がある変更内容となっているか。 ■市民にとって、ごみを排出しやすい(分かりやすい)方法となっているか。 ■手数料を、適切に徴収できる方法となっているか。 ■松本市のごみ処理体制で実現可能な方法となっているか。 ■市民の利便性は、向上しているか。(又は著しく低下していないか。)	(同時に実施した取組内容) ① 収集方法の変更 ・有料化と同時にステーションへの排出方法から戸別収集に変更した自治体が多い(6市) ・その他、「祝日収集の開始」、「粗大ごみ戸別収集の開始」(松本市実施済)などとなった。 ② 分別方法の変更 ・有料化と同時に資源物(プラ製容器包装、剪定枝など)の分別を開始した自治体が多い。 ・有料化を契機に資源化、リサイクルの促進を図る傾向にある。 ③ 収集頻度の変更 ・資源物の分別を開始、資源物回収回数増、不燃ごみの収集回数減とする自治体が見られた。 ・戸別収集移行に伴い、搬入量・車両の平準化による渋滞回避を図るとした自治体もあった。 ④ その他の取組 ・高齢者や障がい者のごみ出し負担の軽減を図る自治体が見られた。(すこやかサポート事業・ふれあい収集) ・有料化による歳入増への対応として生ごみ処理機購入補助金(松本市実施済)の補助額を増額した自治体もある。 【該当ページ】P32~36	-	◀第4回▶ 資料説明を行い、次回以降に再度、協議を行うこととなった。

制度内容の検討状況一覧表

専門部会 検討時期	答申（案）作成までに検討する項目	考え方のポイント	自治体アンケート結果の概要 (第4回専門部会資料1別添からの転記)	その他参考となる資料 (環境省一般廃棄物処理有料化の手引き等)	専門部会での検討結果まとめ
	市民の民意の把握 ・アンケート調査の実施 など	市民との合意形成の手法に移行	-	-	-
第7回	⑨ 市民との合意形成の手法 ・パブリックコメントの実施 ・市民説明会の開催 ・市民アンケート調査の実施 ・市民の利便性向上（収集回数 の増加など）に係る施策の実施 ・不法投棄対策の実施方法 など		(住民への説明内容) ・住民に対して、多くの自治体で「有料化の目的・理由」、「指定袋・料金・制度内容」、「減量・資源化方法」について説明を行っている。 ・「有料化の目的・理由」では、「最終処分場のひっ迫」、「ごみ減量・資源化の促進」を説明している自治体が多かった。 (有料化実施前に寄せられた意見) ・有料化実施前に寄せられた意見は、不法投棄・違反ごみへの懸念（不法投棄や野焼きが増えないか、マナー違反ごみへの対策）が最も多く、有料化への反対意見（有料化前にごみ減量、資源化に取り組むべき、ごみ処理費用は税金で負担）、経済的負担への不満（増税ではないか、手数料が高い）の順で多くなっていた。 ・次いで、減免措置に関する意見・要望（低所得者への減免措置、紙おむつ使用者への配慮）が多かった。 (ごみステーション等への不適正排出・不法投棄) ・有料化実施前後の不適正排出、不法投棄は、「実施後は増加、現在は減少」、「変わりなし」とした回答が多い。 ・不適正排出への対応方法は、警告シール添付後、一定期間ステーションに残置⇒市で回収が最多（17自治体）。 【該当ページ】P37～44		
第7回	⑩ 市民への周知啓発の手法 ・市民説明会の開催 ・戸別配布チラシの作成 など		(周知啓発の手法) ・約82パーセントの自治体が市民説明会を実施。開催回数は100回以上が多数。（最多は八王子市の1,721回） ・説明会は、条例改正前後、複数年度にわたり実施する傾向 ・特徴的な周知啓発の手法については、「マスメディア（TV・ラジオ・新聞等）の活用」のほか、「お試し袋・試供品の配布」といった内容もあった。 ・集合住宅や外国人など対象別の対応も一部で実施。 ・コールセンターを設置し、ごみの出し方等含めて対応する自治体もあった。 【該当ページ】P45～47		
第8回	⑪ 制度実施時に併せて実施すべき施策		(減量化・再資源化施策) ・「生ごみ処理機の補助」、「プラスチック容器包装の分別収集」、「定枝・枝葉等の分別収集」を実施した自治体が複数あった。 ・有料化と同時に減量化・再資源化施策を実施しなかった自治体が25自治体あった。 (不法投棄対策) ・不法投棄に対する具体的な施策を実施したとする自治体は約半数となった。 ・有料化による不法投棄の増加の懸念、市民の要望に対応するため、「パトロールの強化」を図る自治体が多数となっていた。 ・主な施策は、①パトロール強化、②監視カメラ・ダミーカメラ設置、③看板・ポスター設置などとなっており、これらの施策は、不法投棄増加が懸念、予想されていたことや市民からの要望があったことによる。 【該当ページ】P48～51		